

令和8年度 集団指導

指導監査（運営・管理）について

届出（認可外）保育施設向け資料



しろまるひめ

姫路市 幼保連携政策課
監査・指導担当（市役所2階）
電話 079-221-2738
FAX 079-221-2988

令和8年4月23日

目次です



- 1 認可外保育施設指導監督基準 P.3~47
- 2 特定子ども・子育て支援施設等 P.48~53
- 3 運営基準等 P.54~62
- 4 指導監査 P.63~64
- 5 過去の主な指摘事例 P.65~71
- 6 姫路市主催の研修案内 P.72~73
- 7 姫路市独自の呼称 P.74~76
- 8 その他・参考 P.77~81

1 認可外保育施設 指導監督基準

※ 1日に保育する乳幼児の数（定員）が6人以上の基準を記載。

指導監督基準の項目

○ 「認可外保育施設指導監督基準」に基づき指導監査を実施します。

認可外保育施設指導監督基準

No	項目
①	保育に従事する者の数及び資格
②	保育室の構造、設備及び面積
③	非常災害に対する措置
④	保育室を2階以上に設ける場合の条件
⑤	保育内容
⑥	給食
⑦	健康管理・安全確保
⑧	利用者への情報提供
⑨	備える帳簿類

① 保育に従事する者の数及び資格

◆保育に従事する者の数

0歳児	3人	保育従事者1人
1、2歳児	6人	保育従事者1人
3歳児	20人	保育従事者1人
4、5歳児	30人	保育従事者1人

- 保育従事者は2人を下回ってはならず、**常時2人以上配置**すること。ただし、主たる開所時間（11時間）を超える時間帯において、現に保育している児童が1人である場合は1人でも可。
- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。

※当該児童の年齢は年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則です。

① 保育に従事する者の数及び資格

◆保育に従事する者の数

(例) 0歳児5人、1・2歳児12人、3歳児10人、4・5歳児20人の場合

0歳児	$5人 \div 3 = 1.66\cdots \doteq 1.6$	} (小数点第2位以下を切り捨て)
1・2歳児	$12人 \div 6 = 2$	
3歳児	$10人 \div 20 = 0.5$	
4・5歳児	$20人 \div 30 = 0.66\cdots \doteq 0.6$	
合計	$1.6 + 2 + 0.5 + 0.6 = 4.7 \doteq 5$ (合計後に小数点以下を四捨五入)	

よって、必要保育従事者数は5人。

※ 国の定める最低基準の人数であるため、安全に保育ができるよう最低基準以上の保育従事者の配置に努めてください。

① 保育に従事する者の数及び資格

◆保育に従事する者の有資格者の数

➤ 必要保育従事者の概ね **3分の1以上** は保育士または看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。

※ 必要保育従事者数が5人の場合、

$$5 \div 3 = 1.666 \dots \approx 2 \text{ (小数点以下を四捨五入)}$$

よって、必要となる有資格者数は2人以上。

➤ 常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

➤ 保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有することが望ましい。

➤ 保育士又は看護師の資格を有しない者については、一定の研修を受講することが望ましい。（兵庫県が実施の「子育て支援員研修（地域保育コース）」等）

① 保育に従事する者の数及び資格

◆保育士の名称

- 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならない。（児童福祉法第18条の23）
- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになる。（児童福祉法第62条）
※事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても名称独占違反の罰則が課されるおそれがある。
- 保母、保父等で、保育士登録をされていない方は、「登録事務処理センター」（東京都）で保育士登録をしてください。
（登録事務処理センター <https://www.nippo.or.jp/hoikushi>）

② 保育室の構造、設備及び面積

◆乳幼児の保育を行う部屋（保育室）、調理室、便所があること。

◆保育室

➤ 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり 1.65㎡以上 であること。

➤ 乳児（0歳児）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と 区画 されており、かつ安全性が確保されていること。

※ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましい。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。
なお、同一のベビーベッドに2人以上の乳幼児を寝かせないこと。

➤ 保育室は、採光及び換気が確保 されていること。また、安全性が確保されていること。

② 保育室の構造、設備及び面積

◆調理室

- 衛生的な状態が保たれていること。
- 乳幼児が簡単に立ち入ることがないよう区画等されていること。
- 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していること。

◆便所

- 手洗い設備が設けられ、衛生的に管理されていること。
- 保育室や調理室と区画され衛生上問題がないこと。
- 乳幼児が安全に使用できること。
- 便器の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

③ 非常災害に対する措置

◆消火用具、非常口の設置

- 全ての職員が設置場所や使用方法を知っていること。
- ※ 非常口は、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

◆非常災害に対する計画

- 具体的な計画（消防計画等）が作成されていること。
- ※ 災害の発生に備え、緊急時の対応、手順、職員の役割分担等が記されていること。

◆避難消火等の訓練

- 定期的な避難・消火訓練等の訓練を毎月1回以上実施すること。
- ※ 消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練をすること。

【その他】

- 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある施設は、「避難確保計画」を作成し、市（危機管理室）に届ける義務があります。また、「避難確保計画」による避難訓練を実施した時の報告も必要です。

④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

◆災害避難の観点から、保育室は1階に設けることが望ましい。

◆保育室を2階に設ける場合

➤ 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

➤ 次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、「③非常災害に対する措置」に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	1以上必要
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規程する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段	1以上必要

④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

◆保育室を3階に設ける場合

➤ 以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段	1以上必要
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規程する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段	1以上必要

④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

◆保育室を3階に設ける場合（つづき）

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

◆保育室を3階に設ける場合（つづき）

- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

④ 保育室を2階以上に設ける場合の条件

◆保育室を4階に設ける場合

➤ 以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 	1以上必要
避難用	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規程する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 	1以上必要

ウ～キ 「保育室を3階に設ける場合」の内容と同じ

⑤ 保育内容

◆保育の内容

- 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。
 - ※ 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。
 - ※ 児童への適切な関わりについて理解するためには、「保育所保育指針」を理解することが不可欠であること。
-
- 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
 - 保育所保育指針解説（平成30年2月）
（こども家庭庁HP：保育所保育指針等に掲載されています）
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku>

⑤ 保育内容

◆保育の内容（つづき）

- 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定め、実行すること。
- ※ 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つこと。
- ※ 外遊びなど、安全に十分配慮し、戸外で活動できる環境が確保されていること。
- 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。
- ※ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることが、児童にとって重要であること。
- ※ 保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。
- 必要な遊具、保育用品等を備えること。
- ※ 大型遊具を備える場合、安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。大型遊具については、自主点検に加えて専門業者による点検を定期的（年1回以上）に受けることが望ましい。
- ※ 年齢に応じた玩具が備えられ、安全で衛生的な状態であること。

⑤ 保育内容

◆保育従事者の保育姿勢等

- 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
- 特に施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。
- 保育所保育指針を理解する機会（研修等）を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- 児童に身体的苦痛、心理的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。
- ※ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。
- ※ いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

⑤ 保育内容

◆保育従事者の保育姿勢等（つづき）

➤ 不適切な保育の防止

- ① 保育所等において、虐待等の不適切な保育が行われたという事案が全国で相次いでいます。不適切な保育が起こらないよう日々の保育内容を確認してください。
- ② 国作成「保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月）」や、全国保育士会作成「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」も活用し、保育のあり方を点検してください。

⑤ 保育内容

保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う次の行為をいう。

- ① **身体的虐待**：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② **性的虐待**：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **ネグレクト**：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ **心理的虐待**：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※「保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月）」抜粋

⑤ 保育内容

◆保育従事者の保育姿勢等（つづき）

- ③ 保育所等において虐待等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で、**当課へ速やかに情報提供**し、今後の対応について協議してください。不適切な保育が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を行います。また、事案の性質や重要性等に応じ、**事案の公表等の対応**も判断していきます。

※（令和7年8月29日付け国通知「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて」参照）

- 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

（姫路市の相談窓口：子育て支援室 079-221-2944）

⑤ 保育内容

◆保育従事者の保育姿勢等（つづき）

④ 認可外保育施設指導監督基準の改正点

(1) 心理的苦痛の追加

従来は「児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。」とされていたが、これに「心理的苦痛」が追加された。

(2) 職員等による虐待が疑われる場合の通報義務の追加

職員等による虐待が疑われる場合、児童の安全確保を最優先とし、速やかに通報しなければならない。(通報先：当課)

また、虐待と疑われる事案を発見した場合には、状況を正確に把握するとともに、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要がある。

⑤ 保育内容

◆保護者との連絡等

- 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- ※ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。
- 保護者との緊急時の連絡体制をとること。
- 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

⑥ 給食

◆衛生管理の状況

- 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- ※ 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
- ※ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
- ※ 哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌すること。
- ※ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共有しないこと。
- ※ 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。

⑥ 給食

◆食事内容等の状況

- 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容とすること。
- 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
- ※ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
- ※ 離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- ※ 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。
- ※ 独自で献立を作成することが困難な場合には、本市（こども保育課）が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- ※ 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭との連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
- ※ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示（生活管理指導表）に基づき、適切な対応を行うこと。

⑥ 給食

◆ 生活管理指導表

- アレルギー疾患を有する子どもについては、保護者の依頼を受けて医師（かかりつけ医）が記入する「生活管理指導表」に基づき適切に対応する必要がある。
- 活用の流れは「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂）」を参照のこと。

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息）

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（ _____ 歳 _____ ヶ月） _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

緊急連絡先

★保護者
電話: _____

★連絡医療機関
医療機関名: _____
電話: _____

	病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日 年 月 日	
食物アレルギー（あり・なし） アナフィラキシー（あり・なし）	A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他（新生児・乳児消化管アレルギー・口接アレルギー-接触性食物依存性アレルギー症など） B. アナフィラキシー病型 1. 食物（原因） 2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛） C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○を、かつ○内に除去根拠を記載 [除去根拠] 該当する食品の番号に○を、かつ○内に番号を記載 ○内には原因食品の成分 ○内にはアレルギー誘発性 ○内には除去根拠	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容については、病型・治療のC、D及び下記C、E欄を参照） B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-101・ベプティエット・エレンジタルフォーミュラ その他() C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC、Dで除去の障により厳しい除去が必要なものを○のみに○をつける 該当欄に○がついた場合、該当する食品も使用しない 調理については、給食対応が困難となる場合がある D. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 1. 鶏卵: 卵殻カクシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・小麦 4. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 5. ココア: ココア 6. 魚類: かつお節・いわし 7. 肉類: エキス D. 食料・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を食材とする活動の制限() 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 ()	E. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談の上記載。対応内容は保育所が保護者と相談の上決定)	年 月 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（エピペン®） 3. その他()	病型・治療 A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B. 長期管理薬 (長期自己治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 別名: _____ 投与量(日): _____ 2. ロイコトリーン受容体拮抗薬 3. ICS吸入薬 4. ベータ2刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他()	保育所での生活上の留意点 A. 寝具に関して 1. 管理不要 2. 防ダニシーツ等の使用 3. その他の管理が必要() B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名: _____ 3. 飼育活動等の制限()	年 月 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び補助機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

保護者氏名 _____

⑥ 給食

◆参考とするガイドライン等

- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）（2019（平成31）年4月厚生労働省）
- 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）
- 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（令和7年9月こども家庭庁）
- 「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関／国連食糧農業機関共同作成・2007年）

⑥ 給食

保育所・学校等関係者向け

兵庫県アレルギー疾患相談事業

兵庫県では、保育所・学校等職員からのアレルギー疾患に関する相談に対して、県アレルギー疾患医療拠点病院の医師等が相談員となり、医学的見地による助言・指導事業を実施しています。

もうすぐ修学旅行。緊急時対応はこれでいい？

食物アレルギーのある生徒の午後の体育はどう対応する？

アレルギー疾患をもつ保護者との関わり方に悩んでいる…

気管支ぜん息

食物アレルギー

保育所・学校生活 **給食の対応**

“アレルギー疾患”に関するお困りごとはありませんか？

校外行事・宿泊を伴う活動

アレルギー性鼻炎・結膜炎

アトピー性皮膚炎

花粉症

事業詳細
兵庫県ホームページ「アレルギー疾患相談事業について」 ▶ https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/allergysoudan.html
相談方法
相談票に必要事項を記載の上、メールでご相談ください。 後日、県アレルギー疾患医療拠点病院からの回答を返信します。
相談票
兵庫県ホームページ(上記URL)からダウンロードください。
相談票の送信先
兵庫県保健医療部感染症等対策室感染症対策課 感染症班 ▶ kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp

※本事業は、保育所・学校等職員からの相談を対象としています。児童・生徒本人や保護者からの直接の相談は受け付けられませんのでご了承ください。

※個人の治療に関する相談については、受け付けられませんので主治医にご相談ください。

兵庫県保健医療部感染症等対策室感染症対策課 (078-362-3264)

⑦ 健康管理・安全確保

◆ 児童の健康状態の観察

- 毎日、登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。
- ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等についての健康状態の観察を行うこと。
- ※ 登園時、保護者から児童の状態の報告を受けること（連絡帳の活用を含む）。
- ※ 降園時、保護者へ児童の状態を報告すること。

◆ 児童の発育チェック

- 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

⑦ 健康管理・安全確保

◆ 児童の健康診断

- 継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回
(歯科検診については、年に1回)実施すること。
- ※ 直接実施できない場合は、保護者から健康診断の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させることでも可。その場合、診断日が健康診断の対象期間内であれば1回の健康診断とみなす。
- ※ 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知すること。

【姫路市の方針】

- 利用開始時 = 利用開始日の属する月の6か月前の初日から利用開始日の1か月後とする。
- 1年に2回実施 = 概ね6か月毎に実施（前回実施日から6か月後の日の前後各60日以内とする。）

⑦ 健康管理・安全確保

◆児童の健康診断（つづき）

➤ 学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。

<利用開始時健康診断の検査項目>

栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、その他の疾病及び異常の有無

<定期健康診断の検査項目>

身長、体重、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、その他の疾病及び異常の有無

⑦ 健康管理・安全確保

◆ 職員の健康診断

- 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- ※ 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられている（非常勤職員の場合、常勤職員の4分の3以上勤務する者に限る）。

<健康診断の検査項目>

既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、視力、聴力、胸部エックス線、血圧、血液（貧血、肝機能、血中脂質、血糖）、尿、心電図

※定期健診のみ、一部の検査項目が年齢など、医師の判断で省略できる場合があります。なお、採用時の健診では省略できる検査項目はありませんので注意してください。

⑦ 健康管理・安全確保

◆職員の健康診断（つづき）

- 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。
- ※ 検便対象：調理員、調乳担当者。非常勤職員も必要である。
- ※ 検査項目：赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O157を含む）

◆医薬品等の整備

- 必要な医薬品その他の医療品を備えること。
- ※ 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、備え付けること。

⑦ 健康管理・安全確保

◆感染症への対応

- 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。
 - ※ 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2023（令和5）年10月一部改訂）を参考にすること。
 - ※ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。
- 感染症罹患後の再登園について（姫路市の方針）
- 本市では、治癒後の再登園について、医師の治癒証明の提出を求めることは感染症対策として効果的でなく子どもや医療機関の負担となるため、**医師の証明書（意見書）は不要としている。**
 - 施設においては、次の①又は②の対応が必要であること。
 - ① 保護者に聞き取りの上で「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨を記録し、保管する。
 - ② 保護者が記入した「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨の書面（**登園届**）を保管する。（※次頁 参考様式参照）

⑦ 健康管理・安全確保

◆感染症への対応（つづき）

□ ②（参考様式）感染症罹患後の「登園届」（保護者記入用）

登 園 届（保護者記入）

_____ 保育園施設長殿

入所児童名 _____
年 _____ 月 _____ 日 生

（病名）（該当疾患に☑をお願いします）

<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか）
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発しん

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関「 _____ 」を受診し、
上記診断を受けました。

医療機関において示された登園可能な状態となりましたので、
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 保護者名

※保護者の皆様へ
届出保育施設は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやす（別表）を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届を記入し、受診情報（例：お薬手帳、医療機関の医療費明細書、薬局の調剤明細書、医療機関又は薬局の領収証などの写し）を添付して提出をお願いします。
登園届の記入のために、症状の回復後、再受診を求めるものではありません。

※ 本市（幼保連携政策課）ホームページ【届出保育施設（認可外保育施設）参考様式等】からダウンロードできます。

⑦ 健康管理・安全確保

◆乳幼児突然死症候群に対する注意

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- ※ 保育室に職員が在室し、注意を払うこと。

- 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- ※ 窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師がうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。

- 保育室では禁煙を厳守すること。
- ※ 兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、保育室だけでなく、敷地内禁煙を厳守する必要があること（屋外喫煙場所の設置も不可）。

⑦ 健康管理・安全確保

◆安全確保

□安全計画

- ① 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての年間スケジュール（「安全計画」）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- ② **職員に対し**、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的を実施すること。
- ③ **保護者に対し**、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

※ 安全計画の参考様式は、本市（幼保連携政策課）ホームページ【届出（認可外）保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等】からダウンロードできます。

⑦ 健康管理・安全確保

◆安全確保（つづき）

- **事故防止**の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
 - **不審者の立入防止**などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
 - **児童の施設外での活動**、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
- ① 児童の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して児童の所在確認を徹底するようにしてください。
 - ② 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、職員間において情報共有を徹底するとともに、必要に応じて保護者への速やかな確認を行ってください。

⑦ 健康管理・安全確保

◆安全確保（つづき）

➤送迎バスの置き去り防止について

- ① 送迎バスを運行する場合においては、置き去り等事故防止の観点から、原則、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員が同乗するようにしてください。子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、職員間で共有すること。
- ② 送迎バスの安全管理マニュアルを作成し、こどもの安全・確実な登園・降園の安全管理を徹底すること。（令和4年10月12日付け国通知「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について」参照）
- ③ 送迎バスに「ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置」（安全装置）を装備し、降車時の子どもの所在確認をすること。

⑦ 健康管理・安全確保

◆安全確保（つづき）

- 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- 以下の事故発生時には速やかに当該事実を本市（幼保連携政策課）に報告すること。

- ① 死亡事故
- ② 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ③ 治療に要する期間が30日以上事故
- ④ 自動車への置き去り事故

※ 事故報告書の様式は、本市（幼保連携政策課）ホームページ「届出保育施設（認可外保育施設）の運営状況報告・事故報告について」からダウンロード。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002543.html>

□ なお、感染症・食中毒が発生し、かつ保健所への報告基準に当てはまる場合、保健所に報告すること。保健所への報告基準や報告様式については、本市ホームページ「施設における感染症（呼吸器・消化器）の発生時の連絡及び報告」からご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000003743.html>

※感染症が発生した場合の幼保連携政策課への報告は不要ですが、食中毒が発生した場合は、保健所へ提出する様式を幼保連携政策課へも提出をお願いいたします。

⑦ 健康管理・安全確保

◆安全確保（つづき）

- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
 - 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。
- ※ 施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
- ※ 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大な事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。

⑧ 利用者への情報提供

◆ 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

◆ インターネットを利用して公衆の閲覧に供すること。

⇒子ども・子育て支援情報公表システム (ここdeサーチ) に掲載する必要がある。(令和6年4月1日改正)

(以下①～⑮が掲示・閲覧に供する項目)

- ① 設置者の氏名又は名称
- ② 施設の管理者の氏名
- ③ 建物その他の設備の規模・構造
- ④ 施設の名称・所在地
- ⑤ 事業を開始した年月日
- ⑥ 開所している時間
- ⑦ サービスの内容・利用料（サービス内容や保護者負担等に変更が生じた場合は、変更内容及び変更理由を含む）
- ⑧ 入所定員
- ⑨ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ⑩ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故、保険金額
- ⑪ 提携している医療機関の名称、所在地、提携内容
- ⑫ 緊急時等における対応方法
- ⑬ 非常災害対策
- ⑭ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑮ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

⑧ 利用者への情報提供

◆ 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならない。（以下①～⑧が記載する項目）

- ① 設置者の氏名・住所又は名称・所在地
 - ② 当該サービス提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ③ 施設の名称・所在地
 - ④ 施設の管理者の氏名
 - ⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
 - ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故、保険金額
 - ⑦ 提携する医療機関の名称、所在地、提携内容
 - ⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名・連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。

⑨ 備える帳簿等

◆ 職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

➤ 職員に関する帳簿等

- ① 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日
- ② 労働基準法等に基づき各保育施設ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等（5年間の保存義務。ただし、当分の間3年間）
 - (1) 労働者名簿
 - (2) 賃金台帳
 - (3) 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（出勤簿など）

➤ 児童に関する帳簿等

- ① 児童の氏名
- ② 保護者の氏名・連絡先
- ③ 児童の生年月日
- ④ 児童の健康状態
- ⑤ 児童の在籍記録
- ⑥ 契約内容が確認できる書類

届出保育施設事業内容等の変更届

○既に届出済みの届出保育施設において、下記の届出事項の内容に変更が生じた場合、必要な書類を添えて**変更の日から1か月以内に**、本市（**幼保連携政策課**）に変更の届出をしてください。（児童福祉法第59条の2第2項）

※変更届の様式等は本市（同課）のホームページに掲載しています。

変更の届出が必要な事項

1. 施設の名称および所在地
2. 設置者の氏名および住所、または名称および所在地
3. 建物その他の設備の規模および構造
（「各室面積のわかる施設平面図（新・旧）」の添付が必要です。）
4. 施設の管理者の氏名および住所
5. 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、当該命令の内容を含む）※R3.5.1施行

2 特定子ども・子育て 支援施設等

特定子ども・子育て支援施設等とは

以下の子ども・子育て支援施設等のうち、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給に係る施設又は事業として、子ども・子育て支援法に基づき、市町村に確認の申請を行い、**確認**を受けたもの

(法第30条の11)

子ども・子育て支援施設等 (法第7条第10項)

- ① 幼稚園（特定教育・保育施設を除く）、特別支援学校（幼稚園部に限る）
- ② **届出保育施設（認可外保育施設）** ※企業主導型保育事業を除く
- ③ 認定こども園で実施する預かり保育事業
- ④ 幼稚園又は特別支援学校で実施する預かり保育事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業

※**企業主導型保育事業**は⑤⑥の事業を施設等利用費の支給に係る事業として行う場合は対象。
法：子ども・子育て支援法

無償化に関する確認申請

- 幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、子ども・子育て支援法に基づき、市へ確認の申請を行い、市から確認を受ける必要がある。
- 無償化の対象施設となるには、基準を満たしている（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている）ことが前提となる。
- ただし、新規開設施設につきましては、一定期間の運営後に立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準への適合を確認する必要があるため、それまでの期間に限って、無償化の対象する措置（条件付き無償化）を講じます。なお、立入調査等により基準に適合しないことが判明した場合は、無償化の対象外となります。
- 姫路市の行った確認は、他の市町村においても効力を有する。
- 確認を行っていない施設は幼児教育・保育の無償化の対象施設とはならない。

無償化に関する確認申請

【提出書類】

所定の様式は、以下の本市（幼保連携政策課）のホームページよりダウンロードのうえ、提出してください。

【URL】 <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008724.html>

※以下の各施設（事業）ごとに必要書類が異なるため、注意してください。

- 1 届出保育施設（企業主導型保育事業を除く）
- 2 一時預かり事業
（在園児以外を対象とするもの／企業主導型保育事業）
- 3 病児保育事業

無償化に関する確認申請

【申請等の期限】

○新たに確認を受ける場合

1 届出保育施設を新たに設置する場合

⇒児童福祉法上の届出を行った後、直ちに（一週間以内）。

※ 確認の効力発生日（無償化の始期）は、**届出日の最大1か月前までの日又は事業開始日のいずれか遅い日となる。**

2 上記以外の場合（既存の施設が途中から確認を受ける場合など）

⇒随時。

※ 確認の効力発生日（無償化の始期）を**遡ることはできないので、申請日（書類提出日）に留意すること。**

○事業を廃止するなど確認を辞退する場合

確認を辞退する場合、**3か月以上の予告期間**が必要なことから、本市（幼保連携政策課）まで個別に相談すること。

無償化に関する確認変更届

○特定子ども・子育て支援施設等の下記の確認事項に変更が生じた場合、必要な書類を添えて変更の日から10日以内に、本市（**幼保連携政策課**）に変更の届出をしてください。（子ども・子育て支援法第58条の5）

※変更届の様式、必要な添付書類は本市（同課）のホームページに掲載しています。

変更の届出が必要な事項

1. 施設・事業所の名称
2. 施設・事業所の所在地
3. 設置者（法人等）の名称
4. 設置者（法人等）の主たる事務所の所在地
5. 設置者（法人等）の代表者の氏名・生年月日・住所・職名
6. 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該確認に係る事業に関するものに限る。）
7. 施設・事業所の管理者（園長等）の氏名・生年月日・住所
8. 役員の氏名・生年月日・住所

3 運営基準等

指導監査の項目

○ 「設置基準」と「運営基準」について指導監査します。

設置基準	認可外保育施設指導監督基準と同じ基準（届出保育施設の場合）
運営基準	無償化の対象施設にかかる基準

運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

No	運営基準	項目
①	第54条	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
②	第55条	利用料及び特定費用の額の受領
③	第56条	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
④	第58条	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知
⑤	第59条	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則
⑥	第60条	秘密保持等
⑦	第61条	記録の整備

① 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第54条

教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

◆ 特定子ども・子育て支援の**提供日**、**提供日ごとの時間帯**、支援の**具体的な内容**、その他必要な事項が記録されているか。

<確認書類例>

- 保育計画（日課表、週案、月案等の指導計画等）
- 保育（業務）日誌
- 園だより
- 児童名簿、児童票、出席簿
- 連絡帳
- 乳幼児突然死症候群に対する注意（睡眠チェック表）
- 給食献立表、食事の提供記録
- 食物アレルギー児の生活管理指導表

② 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第55条

利用料及び特定費用の額の受領

- ◆ 保護者との間に締結した**契約**により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額（利用料）の支払いを受けているか。
- ◆ 特定費用は、支払いを求める金銭の**使途、額、理由**について**書面**により明らかにし、保護者に対して説明を行い**同意**を得ているか。

<確認書類例>

- 利用申込書
- 利用契約書
- 重要事項説明書
- 入園のしおり
- パンフレット

特定費用とは・・・

- ① 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用
- ② 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用
- ③ 食事の提供に要する費用
- ④ 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- ⑤ ④に掲げるもののほか、特定子ども・子育てにおいて提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

【根拠法令：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16】

③ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第56条

領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

◆ 保護者から利用料及び特定費用の支払を受けた際は、**領収証**を交付しているか。

◆ 領収証は、利用料と特定費用の額を**区分**して記載しているか。

<確認書類例>

□ 領収証の控え

◆ 特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の内容、費用の額、その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した**特定子ども・子育て支援提供証明書**を保護者に交付しているか。

<確認書類例>

□ 特定子ども・子育て支援提供証明書の控え

【参考：領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書参考様式】

姫路市こども保育課ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008832.html>

④ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第58条

施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

◆ 保護者が偽りその他**不正な行為**によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅延なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村（姫路市こども保育課）に**通知**しているか。

<確認書類例>

□ 通知

⑤ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第59条

施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

◆子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、**差別的取扱い**を行っているか。

<確認書類例>

- 保育（業務）日誌
- 連絡帳
- 苦情処理簿

⑥ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第60条

秘密保持等

◆ **職員、管理者**は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。また、**職員であった者**に対しても秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。

<確認書類例>

□ 個人情報保護に関する誓約書

◆ 小学校、その他の関係機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ**文書により保護者の同意**を得ているか。

<確認書類例>

□ 個人情報保護に関する同意書（本市（幼保連携政策課）ホームページから参考様式のダウンロードできます。）

⑦ 運営基準（無償化の対象施設の基準）

第61条

記録の整備

◆ 職員、設備、会計に関する諸記録を整備しているか。

<確認書類例>

【職員に関する記録】

- 労働者名簿、資格証明書、労働契約書等の労働条件を明示した書類、出勤簿、賃金台帳、就業規則、給与規程、社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）加入関係書類、健康診断結果、研修記録など

【設備に関する記録】

- 消防計画、消防設備点検記録、建築確認済証・検査済証、防災計画、防犯対策計画、避難消火訓練、害虫駆除、事故発生防止対策、事故記録、ヒヤリハット、危機管理、衛生管理マニュアル（点検簿）、安全計画など

【会計に関する記録】

- 経理規程、決算書、現預金等の出納管理簿など

◆ 次の記録を整備し、その完結の日から **5年間**保存しているか。

<確認書類>

- 子ども・子育て支援提供の記録
- 運営基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録

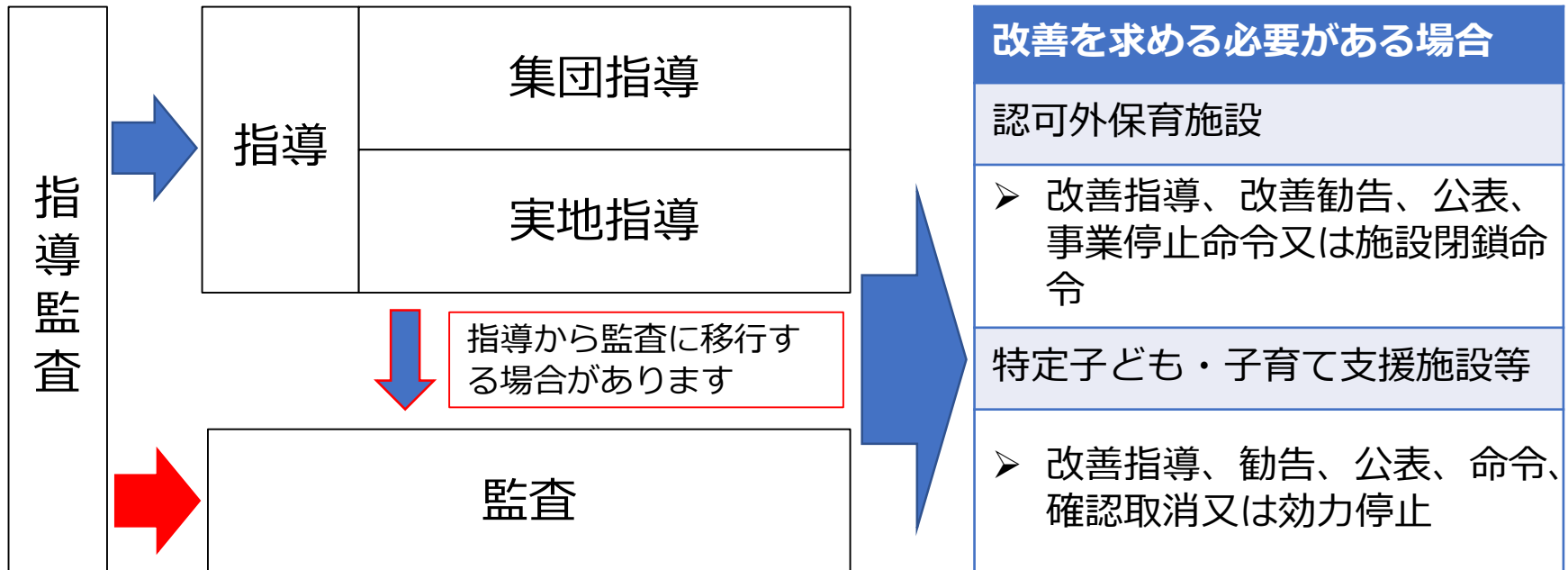
4 指導監査

指導監査

集団指導：年1回の開催を予定しています。

実地指導：定期的・計画的に対象施設を選定し、実施します。

監査：重大事故の発生や施設に問題があり特に必要と認められる場合などに実施します。



5 過去の主な指摘事例

①～⑨ 「認可外保育施設指導監督基準」の項目Noを示す

①～⑦ 「運営基準」の項目Noを示す

(1) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
1 ①保育従事者の複数配置	主たる開所時間内において、保育従事者の配置が1人となっている時間帯があった。主たる開所時間内においては、保育従事者の数は概ね児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であるほか、2人を下回ってはならないこと。
2 ①保育士等の有資格者の配置	保育に従事する者に有資格者がいない。保育に従事する者の必要数の概ね3分の1以上は、保育士又は看護師・准看護師の資格を有する者を配置すること。また、常時資格者を1人以上配置すること。
3 ③⑦消防計画の策定等	防火管理者の選任・届出及び消防計画の作成・届出を行っていない。早急に対処すること。
4 ③⑦消防用設備の点検	消防用設備の点検を実施していなかった。消防法令の規定に従って当該点検業務に関する資格を有するものにより機器点検を6か月に1回、総合点検を年1回実施し、1年に1度、消防署へ報告すること。
5 ③⑦消防用設備	以下の不備を現認したため、所管の消防署に確認した上で、場合によっては、建物の管理者と協議し、消防用設備の点検を実施すること。 ・消火器等、法令上必要な点検が行われていないので、点検を行うこと。 ・誘導灯の点灯に不具合があるため、同様に点検を行うこと。

(2) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
6 ③⑦消火訓練	避難訓練を毎月実施しているが、消火訓練が実施されていない月があった。避難及び消火の訓練を毎月1回以上実施し、消火用具の使用方法等を周知すること。
7 ④⑦保育室を2階に設ける場合の条件	保育室を2階に設ける建物について、認可外保育施設指導監督基準第4(1)に規定する下記の①または②の条件を満たしておらず、かつ、同基準第3(2)の主旨に従い、防火管理者の届出や消火訓練がなされていない。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②認可外保育施設指導監督基準4(1)口の表に掲げる(常用)欄(屋内又は屋外階段)及び(避難用)欄(屋外階段や待避上有効なバルコニー、等)に掲げる設備がそれぞれ1以上設けられていること。
8 ⑤⑦保育従事者の専門性の向上	職員に対する研修が未実施であり、保育所保育指針の理解がされていない。平成30年改定施行の「保育所保育指針」の内容を理解させる機会を設けるなど、施設内外の研修への参加及び情報共有等により、保育従事者の人間性と専門性の向上に努めること。
9 ⑤緊急時の連絡体制	保育施設付近の消防・医療機関等の連絡先の一覧表を整備し、全ての保育従事者へ周知すること。
10 ⑥調乳室の衛生管理	調乳室内に段ボール等の不要な物が置かれていた。調乳室内は清潔区であるため、保管場所を見直し、衛生管理を適切に行うこと。

(3) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
11 ⑦乳幼児の健康診断	児童の健康状態確認のため、継続して保育する児童の入所時健康診断及び定期健康診断（1年に2回（歯については1年に1回））を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施し、結果の記録も行うこと。なお、施設において直接実施できない場合には、保護者から健康診断書又は母子手帳の写しの提供を受けても差し支えない。
12 ⑦乳幼児の健康診断	乳幼児の健康診断として母子手帳の写しを提出させているが、母子手帳の提出のみであると概ね6か月毎に健康診断が実施できていない児童がいる。概ね6か月毎に健康診断を実施すること。なお、施設において直接実施できない場合、保護者から対象期間内の健康診断書等の提供を受けても差し支えない。
13 ⑦⑦職員の雇入時健康診断	職員の雇入時健康診断を実施していない。常勤職員及び非常勤職員の4分の3以上勤務する非常勤職員を新たに雇用する場合は、労働安全衛生規則第43条に基づき雇入時の健康診断を実施すること。
14 ⑦⑦職員の健康診断	職員の健康診断について、項目に漏れがある。労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、職員の雇入時健康診断と定期健康診断を実施すること。
15 ⑦⑦調理に携わる職員の検便	新規採用の調理担当職員に対する初回の検便結果が、調理業務の従事を開始した後に、通知されていた。調理担当者及び調乳担当者については、検便結果を確認した後に調理及び調乳業務に従事させること。 なお、常勤・非常勤に係わらず、調理に携わる職員（盛り付けや食器の洗浄等調理室での作業を行う職員を含む。）は、おおむね月1回検便を実施すること。

(4) 指摘事例

指摘事項		指摘内容
16	⑦感染症予防	タオル掛けに園児が持参した手拭きタオルが重なって掛けられていた。感染症防止のため、間隔をあけるなどの対応を行うこと。
17	⑦感染症罹患後の再登園	感染症罹患後の再登園にあたり、保護者の口頭申出により確認していたが、その申出に係る記録をしていなかった。「医師から登園可能であることを保護者が確認している」旨の書面（登園届）の提出を保護者から受ける、又はその旨の記録をしておくこと。
18	⑦①アレルギー疾患の把握	アレルギー疾患（食物アレルギーを含む）のある児童については、保護者への聴き取りのみで確認し、対応している。アレルギー疾患のある児童には、医師の診断及び指示（＝生活管理指導表）に基づき、適切な対応をすること。
19	⑦プールでの監視	プール遊びについて、保育士2人がプールに入り指導を行っていたが、全体を監視する役目を担っている職員がいなかった。安全対策のため、指導する保育士とは別に全体を広く監視する職員を配置すること。
20	⑦安全計画の策定等	安全計画が策定されていなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うため、施設における安全に関する事項についての計画を策定すること。 ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 ・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

(5) 指摘事例

指摘事項	指摘内容
21 ⑦安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒液等を容器に詰替えて使用する場合、内容物が分かるように容器に表示すること。 ・ 低位置のコンセントは、不使用時はカバーをするなど感電防止策を行うこと。 ・ マグネットは、球形の場合直径4.5 cm以下、球形でない場合直径3.8 cm以下のものは口に入れた際に窒息の危険性があるので使用しないこと。 ・ 重量物については地震等に備えた転落防止対策を講じること。 ・ 保育室等において、押しピンや画鋲が使用されていたが、落下防止策ができていない物があった。押しピンや画鋲を使用する場合は落下防止策を施すこと。 ・ 睡眠中の保育室は、子どもの顔色が確認できる明るさを確保すること。
22 ⑦救命措置の訓練	職員に対する救命措置の訓練が実施されていない。事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
23 ⑦事故発生防止	事故記録及びヒヤリ・ハット記録が確認できなかった。小さなケガ等であっても「実際に起こったもの」は事故記録とし、事故には至らなかったが、事故になる可能性があったものや危険と感じたときはヒヤリ・ハット記録として残し、検討・分析による事故の発生防止、事故防止対策の周知徹底を行うこと。
24 ⑧施設及びサービスに関する内容の掲示	施設内に掲示している施設及びサービスに関する情報について、必要な項目が記載されていないため、漏れなく記載すること。
25 ⑧サービス利用者に対する契約内容の書面による交付	サービス利用者に対する契約内容の書面について、必要な項目が記載されていないため、漏れなく記載した上で、交付すること。

(6) 指摘事例

指摘事項		指摘内容
26	⑨⑦労働者名簿	労働基準法第107条に基づき整備が必要な労働者名簿は、所定の事項を記載し、施設に備え付けること。（所定の事項：氏名・生年月日・履歴・性別・住所・雇入年月日・解雇又は退職年月日と理由・死亡年月日とその原因）
27	⑨⑦賃金台帳	賃金台帳について、事業場ごとの備え付けが義務づけられているため、備え付けること。
28	⑨⑦労働契約書	労働契約書を保存していなかった。労働契約書を保存しておくこと。（労働基準法第109条の規定により起算日より5年間保存すること。なお、現在、法改正の経過措置として当分の間3年間の保存を要する。）
29	⑨⑦労働契約書等の労働条件の明示	職員の雇用時に労働契約書、労働条件通知書等を交付していなかった。職員の雇用にあたり、労働基準法等に基づき、労働条件を明示すること。
30	⑥秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者及び職員（離職者を含む）は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども等の秘密を漏らしてはならないため、秘密保持のための措置として、職員から個人情報の保護に関する誓約書等の提出を受けるなど、必要な措置を講じること。 ・ 小学校等他の機関に子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。
31	⑦会計に関する記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程が定められていないため、定めること。 ・ 経理規程に基づき現預金等の出納管理簿を整備すること。

6 姫路市主催の研修計画

令和 8 年度の主な研修計画

- ▶ 適正な施設運営の確保、設置者・管理者・保育従事者等の資質の向上を図ることを目的として実施しており、**ほぼ全ての施設が積極的に参加されています。**

実施日	6/8	6/16 6/23 6/30	7/16	8/7	9/11	10/27	11/19	12/15
研修名	保育士・保育教諭初任者研修	救急救命研修（AED、エピペン）	事故防止研修	ハラスメント研修	虐待防止研修	感染症対策研修	個人情報取扱研修	特別支援保育研修
実施方法	実地	実地	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン

※この他にも本市が開催する研修について、随時案内します。

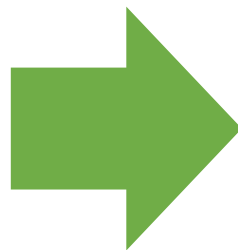
7 姫路市独自の呼称

① 認可外保育施設の呼称

○令和2年4月1日から認可外保育施設の呼称を「届出保育施設」、「適合届出保育施設」として姫路市独自に設けています。

認可外保育施設

- ① 「認可外」の名称は、法律で認められていないようなイメージや冷たい響きがある。
- ② 認可外保育施設のうち、国の定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設と満たしていない施設との見分けが難しい。



届出保育施設

- ① 認可外保育施設は児童福祉法上、届出の義務が規定されており、法律上の文言を使用し、「届出保育施設」と呼称。

適合届出保育施設

- ① 届出保育施設のうち、国の定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設を「適合届出保育施設」と呼称。
- ② 適合届出保育施設には、姫路市オリジナルの適合証明を交付し、施設の入口などに掲示してもらう。

② 適合証明の交付・掲示

○「適合届出保育施設」には、姫路市オリジナルの**適合証明**を交付します。

○施設の入口などに掲示してもらうことで、国の定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設と満たしていない施設との見分けが容易になります。



適合届出保育施設

〇〇〇〇保育園

立入調査の実績

2020. 〇. 〇



令和2年(2020年)〇月〇日付、認可外保育施設指導監督基準を満たすことを確認。

姫路市

8 その他・参考

保育士特定登録取消者管理システム

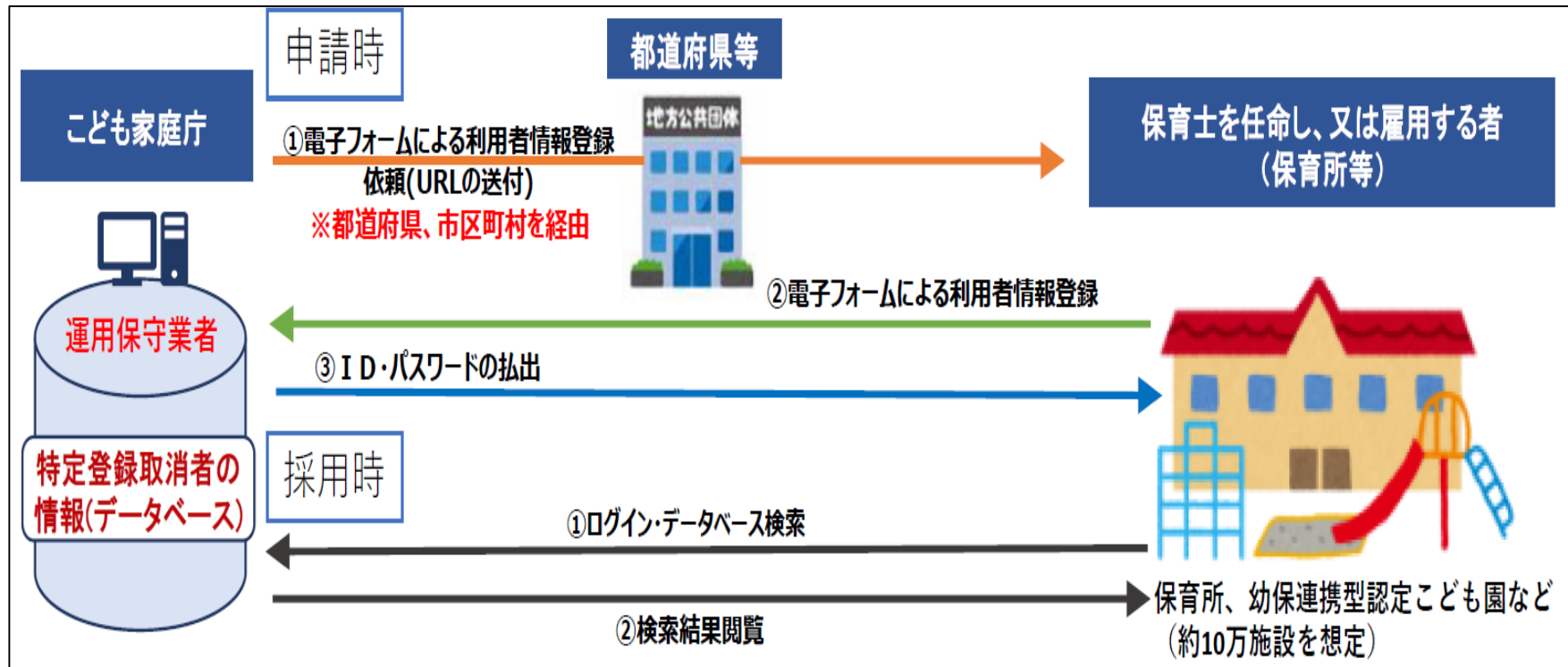
◆ 保育士を任命又は雇用しようとするときの取組

(改正児童福祉法) 令和6年4月1日施行

第十八条の二十の四 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行った児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

- 一 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者
 - 二 前号に掲げる者以外の者であって、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者
- ② 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベースを活用するものとする。

保育士特定登録取消者管理システム



ホームページにおける児童の画像等の掲載等について

- 1 保育所等において、こどもの性的な部位（※）を含む画像等を、ホームページ等に掲載するなどして不特定・多数の者が閲覧可能な状態にすることは、こどもの権利を守る観点から問題であるため、各保育所等において改めてホームページ等を確認し、そうした画像等が残っている場合には、至急削除をお願いします。
（※）性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部
- 2 「刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について」（令和5年7月13日成基第65号こども家庭庁成育局長通知）において、「正当な理由があつて撮影されたものであつても、撮影者や掲載者の意図にかかわらず、わいせつな目的で利用される場合があることに十分に配慮し、その態様や閲覧可能な者の範囲等が適切なものとなるよう特に慎重に検討する必要がある」こと等を示しているところであり、不特定・多数の者が閲覧可能な状態にしないことはもとより、その保育所等のこどもの保護者に閲覧できる者が限定される場合等を含め、不適切な使用がなされないようにすること。

【参考文献】

保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について
（注意喚起）（令和6年5月7日事務連絡）

引き続き適正な運営を
お願いします。



しろまるひめ